

3 輸国第 6 0 9 号

関税割当公表第 6 4 号の 3

令和 3 年度上期のとうもろこし（コーンスターチ用）の
関税割当て（第 2 次公表）について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）
第 6 条の規定に基づき、とうもろこし（コーンスターチの製造に使用するもの。）
（以下「とうもろこし（コーンスターチ用）」という。）の関税割当てに
関する事項を下記のように定めます。

令和 3 年 7 月 2 8 日

農 林 水 産 省

記

第 1 合計割当数量及び通関期限

1 合計割当数量

とうもろこし（コーンスターチ用）の合計割当数量の用途別内訳は、
次のとおりとする。

(1) 糖化用	2 2 2, 1 9 8 トン
(2) 一般用	9 8, 3 9 7 トン
(3) 新規用途用	1 6 9, 4 8 9 トン

2 通関期限 令和 3 年 9 月 30 日

第 2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省農産局地域作物課

第 3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間（行政機関の休日を除く）

- 1 提出期間 令和3年8月6日（金）から同年8月12日（木）まで
- 2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで
- 3 郵送等による提出

関税割当申請書及び関税割当申請書に添付する書類は、郵送等により提出することができる。この場合、郵便書留等の追跡可能な方法により送付するものとし、期間内に農林水産省へ必着とする。

（宛先）

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農産局地域作物課 関税割当担当者宛

第5 関税割当申請者の資格、提出書類、割当基準等

関税割当申請者の資格、関税割当申請書に添付すべき書類等、割当基準、関税割当証明書の発給、その他関係事項等に関しては、令和3年度上期のとうもろこし（コーンスターチ用）の関税割当てについて（令和3年3月11日付け2国際第942号関税割当公表第64号。以下「上期手続公表」という。）による。

ただし、上期手続公表に基づき関税割当申請書を提出した者であって、上期手続公表第6の1に掲げる添付すべき書類のうち、その記載内容が関税割当申請の時と変更のないものは、その書類の添付を必要としない。